

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第40号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

- 1 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行により毒物及び劇物取締法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備することとしました。
- 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 4 次のとおり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分		単 位	手 数 料
法第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査	実地調査を行う場合	1件	20,900
	実地調査を行わない場合		10,400

- 5 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和3年京都府条例第8号）の施行により、食品行商衛生条例（昭和31年京都府条例第11号）が廃止されること及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、上記2及び上記3（第1条に規定する部分）の改正については公布の日から、上記4の改正については令和3年4月1日から、上記1、上記5の改正及び附則第2項から第4項については令和3年6月1日から、上記3（第2条に規定する部分）の改正については令和3年8月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第40号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生法の項を次のように改める。

食品衛生法	第26条第1項の規定による食品、添加物、器具又は容器包装の検査	検査項目		円
		食品	検査内容	
			添加物に関する検査	15,400
			ひ素及び重金属に関する検査	21,000
			細菌に関する検査	22,100
		添加物		24,500
		器具又は容器包装		44,400
	飲食店営業		有効期間が6箇月を超えるもの	19,200
			有効期間が6箇月以内であるもの	14,400
			調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	11,600
			食肉販売業	11,600
			魚介類販売業	11,600
			魚介類競り売り営業	25,200
			集乳業	11,600
			乳処業	25,200
			特別牛乳搾取処業	25,200
			食肉処業	25,200
			食品の放射線照射業	25,200
			菓子製造業	16,800
		第55条第1		アイスクリーム類製造業

項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業	1 件	25,200
	清涼飲料水製造業		25,200
	食肉製品製造業		25,200
	水産製品製造業		19,200
	氷雪製造業		25,200
	液卵製造業		25,200
	食用油脂製造業		25,200
	みそ又はしょうゆ製造業		19,200
	酒類製造業		19,200
	豆腐製造業		16,800
	納豆製造業		16,800
	麺類製造業		16,800
	総菜製造業		25,200
	複合型総菜製造業		25,200
	冷凍食品製造業		25,200
	複合型冷凍食品製造業		25,200
	漬物製造業		16,800
	密封包装食品製造業		25,200
	食品の小分け業		16,800
	添加物製造業		25,200

別表毒物及び劇物取締法の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の次に次の1項を加える。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査	実地調査を行う場合	1 件	20,900
		実地調査を行わない場合		10,400

別表食品行商衛生条例（昭和31年京都府条例第11号）の項を削り、同表動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の項及び京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例の項を次のように改める。

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の飼養管理	1頭につき1日	300
	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還	1頭	3,000

別表備考1中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、「及び喫茶店営業」を削る。

第2条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に、「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第14条第13項」を「第14条第15項」に、「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に、「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表毒物及び劇物取締法の項及び同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の改正規定 この条例の公布の日
 - (2) 第1条中別表食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の次に1項を加える改正規定 令和3年4月1日
 - (3) 第1条の規定（別表毒物及び劇物取締法の項及び同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項の改正規定並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項の次に1項を加える改正規定を除く。）及び次項から附則第4項までの規定 令和3年6月1日
 - (4) 第2条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「改正前の法」という。）第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可（飲食店営業及び喫茶店営業の許可であって、有効期間が6箇月以内であるものを除く。）を受けている者が、当該許可の有効期間の満了に際し、引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の規定に基づき当該営業と同種の営業の許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ同号に掲げる規定による改正後の京都市衛生関係手数料条例別表食品衛生法の項に掲げる手数料の額に100分の75を乗じて得た額とする。この場合において、当該乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けた営業所でふぐの処理を行い、又は行おうとする場合の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和3年京都府条例第8号）第1条の規定による改正前の京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第11条第2項の規定に基づくふぐ処理業の認証の申請に対する審査、同条第3項の規定に基づくふぐ処理業の認証の更新の申請に対する審査、同条第4項の規定に基づくふぐ処理業認証書の再交付及び同条第5項の規定に基づくふぐ処理業認証書の書換え交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）